

## Q&A 「キャラクター」に関する知的財産法

### 「キャラクター」に関する保護 (著作権法、その他知財法における保護の概論)

弁護士 甲斐 一真

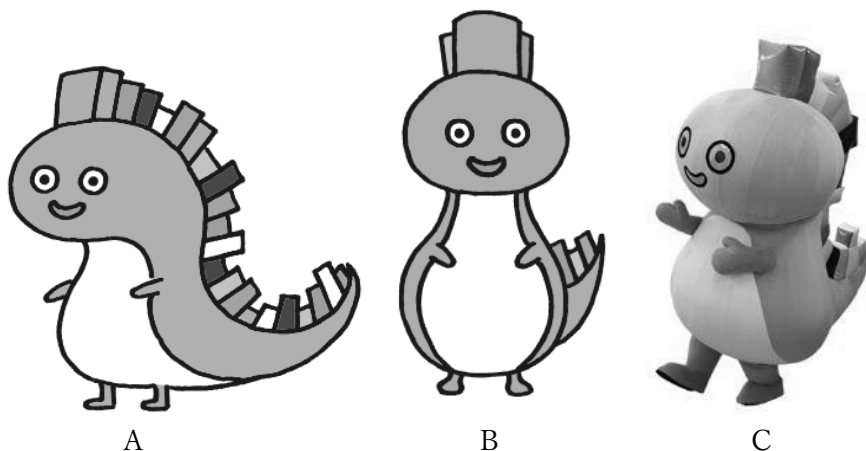
#### 1 「キャラクター」とは何か

広辞苑によれば、「キャラクター」とは、「小説・映画・演劇・漫画などの登場人物」を指すとされる。

広辞苑の上記の定義によれば、「キャラクター」は小説等の作品の存在が前提とも解されるが、地方自治体等に存在するいわゆる「ゆるキャラ」といった存在を踏まえれば、「キャラクター」であるためには、前提となる作品の存在は必須ではない。

では、キャラクターとは一体何か。

例えば、大阪弁護士会のマスコット「キャラクター」である「リーガリユ」を前提に検討してみると、同会における「リーガリユ」の紹介ページである「リーガリユの部屋」<sup>1</sup>には、以下の画像（A、B、C）とともに、「リーガリユ」の誕生日、チャームポイント、趣味等の設定に加え、「ある日、大阪弁護士会の図書室に、ほんの小さな生き物が舞い降りてきました。体がピンク色で、カラフルなとげとげがある生き物でした。」「どうもその生き物は恐竜の子どものようなので、法律好きな恐竜という意味で、「リーガリユ」(LEGAL (法律の)+恐竜 (りゅう))と名付けました。」との紹介文が掲載されている。



1 <https://www.osakaben.or.jp/legalyu/> (最終アクセス日：2026年1月21日)

上記のA～Cの画像は、重ね合わせるまでもなく全く異なる画像であることは明らかであるものの、そこに描写又は撮影された被写体は、いずれも「リーガリユ」<sup>2</sup>という同一の存在であると認識することは可能である。

また、「リーガリユ」を認識した人においては、「リーガリユ」という名称を見聞した際、その脳裏には、必ずしも上記A～Cの画像とは完全同一とは限らないものの、「リーガリユ」とい得る存在が浮かぶはずである。

さらに、この脳裏に浮かんだ「リーガリユ」とい得る存在については、おそらく、「体がピンク色」、「目がつぶら」、「頭にとさかのようなカラフルなとげとげ」、「恐竜のような生き物」といった特徴が再現されているのではないかと思われる。

他方で、「リーガリユ」を共通して認識している人の間においても、頭部にある「とさかのようなとげとげ」の数や配色については、必ずしも一致しないのではないかと予想される。

このように考えると、「リーガリユ」については、最低限共通して想起される要素が存在しており、このような要素の集合として「リーガリユ」なる「キャラクター」の存在が認識されていると整理することができる。

以上を踏まえれば、「キャラクター」は、その存在を認識するために共通して想起される要素が人々の間で共有される（され得る）ものと定義しなおすことが可能であろう。

以下では、これまで検討した「キャラクター」の存在に関する整理を前提に、「キャラクター」に関する法律上の保護について、その概要を述べる。

## 2 著作権法による保護

### (1) 著作権法による保護の概要

著作権法上、著作物たる「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を創作した著作者（著作権法第2条1項1号、2号）は、その著作物について著作権を享有し（同法第17条1項）、著作権による保護を受けることができる（同法第6条）。

著作権には、著作者にのみその帰属が認められる著作者人格権（同法第18条乃至第20条）と、譲渡可能な複製権（同法第21条）等のいわゆる支分権が含まれる（同法第21条乃至第28条）。

著作権の保護期間は、原則として<sup>2</sup>著作物の創作の時から、著作者の死後70年を経過するまでの間とされる（同法第51条）。

著作権による保護については、後述する商標権及び意匠権による保護と異なり、著作物が創作されれば、何らの方式を要することもなく著作権を享有することができる（同法第17条2項）。

著作権法による「キャラクター」の保護については、後述するとおり、著作物として特定する対象をどのように捉えるかといった問題が存するものの、かかる問題を乗り越えれば、著作権により「キャラクター」についての一定の保護を図ることが出来る。

### (2) 「キャラクター」は「著作物」か

#### ア 著作権法における「著作物」

著作権法においては、その保護の対象が「著作物」とされているところ（著作権法第6条）、

---

2 無名又は変名の著作物（著作権法第52条）、団体名義の著作物（同法第53条）、映画の著作物（同法第54条）の保護期間は、原則公表後70年となる。